

介護職員処遇改善への取り組みについて

介護職員の処遇改善については「介護職員処遇改善加算」を取り入れるなどの取り組みを行ってきました。令和元年度（2019年10月）の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が新設され、虹の橋病院グループにおきましてもこの取得要件を満たし、取り組んでいます。

◆ 介護職員等特定処遇改善加算の算定状況について

【加算を取得している事業所】

- 介護付有料老人ホーム コートダジュール虹の橋
- デイケア すずらん／ミハス
- デイサービス ハリウッド／コルマール／ツェルマット／ロワール／ベルゲン
- 訪問介護 ヘルパーステーション虹の橋／ヘリパーステーションレインボー

◆ 職場環境改善について

【資質の向上】

- 介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援
- 専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する研修受講等の支援
（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

【労働環境・処遇の改善】

- 年次健康診断・ストレスチェックの実施
- 全館禁煙
- 職員休憩室の確保
- 各種委員会の運営
- 子育てとの両立（育児休業制度・契約する託児施設の紹介）
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
（個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善）

【その他】

- 中途採用者に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮）
- 非正規職員から正規職員への転換
- 職員の増員による業務負担の軽減

このような取り組みを継続して行い、介護職員の資質を向上させ、労働環境を整備することで介護人材の定着を図り、利用者様によりよいサービスを提供できるよう努めてまいります。